⑵　入札保証金及び契約保証金
　①　入札保証金　免除
　②　契約保証金　納付
　ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。
　また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
⑷　本工事の技術提案書の提出にあたっては、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、技術提案書についてその意思を表示すること。
⑸　技術提案の採否　技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。これに違反した入札は無効とする。
⑹　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。
⑺　配置予定主任（監理）技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。
⑻　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする、詳細は特記仕様書等による。
⑼　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⑽　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
⑾　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑿　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⒀　手続における交渉の有無　無
⒁　契約書作成の要否　要
⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問合せ先は、４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubuoudan Expressway Shin-Shimizu JCT Lamp Bridge (Substructure)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 17 May 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : From 10 : 00 A.M. 10 July 2013 to 4 : 00 P.M. 12 July 2013
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成25年4月15日
契約担当職
独立行政法人産業技術総合研究所
研究環境整備部
部総括　塩釜　士郎
◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08
○産総第３号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　つくばセンターナノテク・材料研究拠点（仮称）整備事業設計業務
⑶　業務内容　基本・実施設計業務（建築、設備、外構その他を含む。）
⑷　履行期限　平成25年11月29日
⑸　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体又は、次に掲げる条件を全て満たしている２者以上の者により構成される共同体であること。
⑴　独立行政法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の業種区分「建築関係建設コンサルタント」に係る有資格者又は、経済産業省の当該有資格者として登録された者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、同要領に基づき再格付けされていること。）であること。
⑶　本公示の日から技術提案書の特定の時までの期間に独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑷　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　事務所の実力　主要業務実績、専門分野別技術職員の状況
⑵　担当チームの能力　配置予定の技術者の資格・経験、手持ち業務の状況、担当した同種・類似の業務実績
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　事務所の実力　主要業務実績、専門分野別技術職員の状況
⑵　担当チームの能力　配置予定の技術者の資格・経験、手持ち業務の状況、担当した同種・類似の業務実績
⑶　担当チームの対応　説明書の理解度、提案の的確性・独創性・実現性、実施方針の妥当性